

特別講演会  
「ガイドデビューするあなたへ」  
(2023年2月12日)

ハロー通訳アカデミー

---

## 登録の仕方・仕事の取り方

---

### 【1】全国通訳案内士の登録の仕方

#### ①全国通訳案内士登録証

通訳案内業を営もうとするためには、国土交通大臣の行う試験に合格し、都道府県知事から通訳案内士登録証の交付を受けなければなりません。

#### ②申請手続き

自分が在住する都道府県に必要書類を提出して申請してください。申請は、本人が直接各都道府県庁に来庁する必要があります。

#### ③自分が在住する都道府県のホームページにて確認すること。

### 【2】仕事の取り方

#### (1)アポイントメントを取って面接を受けること

旅行会社の担当者に電話をすると、履歴書を送付するように指示されることが多いのですが、必ず担当者とのアポイントメントを取って面接を受けるようにしてください。履歴書を送付しただけではファイルに保管されるだけで、その後、まず連絡はないものと思ってください。

#### (2)面接を受けるときの注意点

①きちんとした服装をして面接に臨み、言葉使いに気をつけること。

②通訳ガイドの仕事をする上での**自分の強み(海外生活の経験、接客業の経験など)**をアピールする。

③何よりも、通訳ガイドの仕事がしたいという**熱意**を示すことが大切です。

#### (3)最初の仕事のオファーを受けたときの注意点

最初の仕事は万障を繰り合わせて受けることが大切です。**理由がどうであれ、最初の仕事を断ったら、次の仕事はまずこないと思ってよいと思います。**担当者の手元には、何百という履歴書があるのですから。

#### (4)定期的に担当者を訪ねること

面接を受けても一向に連絡がないことが普通なのですが、こちらから何もアプローチしなければ、担当者から忘れ去られてしまいます。そこで、定期的に(3ヶ月とか半年おきに)担当者に電話したり、直接訪問したりして、自分を知ってもらう努力をすることが大切です。旅行会社により担当者が頻繁に変わることもあります。**そのような時はチャンスと捉えて、挨拶に行く**とよい。

#### (5)仕事をもらえるかどうかは担当者の**胸三寸**にかかっている

皆さんが通訳ガイドの仕事を**アサインする担当者の立場**になって考えれば、自然に、どのような行動を取ったらよいのかはご理解できると思います。

受けた仕事は誠実に行い、担当者には感謝の気持ちを忘れずに対応すれば、プラスのスパイラルの連鎖で良い結果が生まれると思います。

(6)旅行会社と**直接雇用関係**を結び、中間搾取のない仕事をしましょう！

派遣会社で働くということは、派遣元である派遣会社と派遣先の旅行会社から**二重～四重に搾取される「間接雇用形態」**であり、ガイドにとっては**最悪な雇用形態**です。

労働者派遣法には**マージン率に上限がありません**ので、通訳案内士団体関連の派遣会社には、仕事が欲しいガイドの弱みに付け込んで(好きを搾取して)、**5割以上もピンハネをする派遣会社**もあります。

### 【3】通訳案内士にお奨めの資格

これから、通訳案内士としてデビューしたいと思っておられる方にお奨めの資格がありますが、それは、一般的には、**添乗員資格**と言われている**旅程管理主任者資格**のことです。

通訳案内士の現場の仕事は、単に、口頭で観光地の説明(ガイド)していればよいものではなく、**多分に、添乗員的な仕事も要求されます。**

旅行会社の担当者が、新たに通訳案内士を採用する際には、応募者が添乗員的な仕事をする能力、センスがあるかどうかも気になる場所ですので、もし、あなたが**旅程管理主任者資格**を持っていれば、他の応募者よりも、面接、採用される可能性がかなり高くなると考えられます。

#### ●旅程管理主任者資格とは

旅程管理主任者資格には、国内旅行のみに添乗可能な**①国内旅程管理主任者資格**と海外旅行・国内旅行の両方に添乗可能な**②総合旅程管理主任者資格**とがありますが、通訳案内士としては、**①国内旅程管理主任者資格**で結構です。

これらの資格は「TCSA 一般社団法人日本添乗サービス協会」という協会が運営管理をおこなっているため、国家資格ではなく**民間資格**となります。

#### ●資格を取得するには

国内旅程管理主任者資格を取得するためには、観光庁長官登録の機関で実施する**(1)基礎添乗業務研修**を受講し、**(2)修了試験に合格し、(3)一定の添乗実務を経験する**必要があります。

#### ●研修を実施している登録研修機関

次ページをご参照のこと。

#### ●研修に必要な期間、費用

受講者が、旅行会社社員、添乗員派遣会社の登録添乗員か否か、旅行業務取扱管理者資格所持者か否か、により異なりますが、**二日間、15,000円～23,000円**くらい。

#### ●(名前の似ている)旅行業務取扱管理者資格とは**(皆さんには、当面、必要ありません)**

旅行業務取扱管理者資格とは、旅の企画立案や取引・実施に関する業務を扱うことができる資格で、国内・海外旅行の両方を取り扱う**①総合旅行業務取扱管理者**と、国内のみの**②国内旅行業務取扱管理者**の2種類があります。

旅行業務取扱管理者は、「旅行業務に関する取引公正の維持」、「旅行の安全の確保」「旅行者の利便の増進」を営業所(=店舗)ごとに管理・監督することが仕事で、**営業所(=店舗)に最低一人を配置することが法律=旅行業法で定められています。**

---

旅程管理研修業務 登録研修機関一覧(39 機関) (2020 年 1 月現在)

---

有限会社 インターナショナルツアーアシスタンス	学校法人 中村学園
一般社団法人 日本添乗サービス協会	株式会社 ケイズブレイン
名鉄観光サービス株式会社	学校法人 福岡女学院
一般社団法人 日本旅行業協会	学校法人 大阪国際学園
東武トップツアーズ株式会社	株式会社 大地エージェンシー
株式会社 トップ・スタッフ	株式会社 JCプラン
一般社団法人 全国農協観光協会	ゲーリィ株式会社
株式会社 ツーリストエキスパーツ	株式会社 J&Jヒューマンソリューションズ
株式会社 読売旅行	株式会社 日中文化旅行センター
一般社団法人 全国旅行業協会	開源教育センター株式会社
アクトレップ 株式会社	株式会社 トラジャルフレール
遠州鉄道 株式会社	株式会社 A.J.C
学校法人 長崎学院	ジェイエコツアー株式会社
有限会社 新旅行資格会	株式会社 富士アカデミー
株式会社 阪急交通社	株式会社 ジーエフ
名鉄観光バス株式会社	株式会社 エイチ・アイ・エス
クラブツーリズム株式会社	株式会社 アーバン・トラベル札幌
株式会社 ジャッツ	JCIT株式会社
株式会社 ジェイティービー	株式会社 JTBビジネスネットワーク
	True Japan Tour 株式会社

---

ガイドを雇用する主な旅行会社一覧

---

(1) 関東地区旅行会社

① 株式会社JTBグローバルマーケティング & トラベル (サンライズツアー催行会社)

〒140-8604 東京都品川区東品川 2-3-12

電話: 03-5796-5400 FAX: 03-5495-0688

最寄り駅: 東京モノレール・東京臨海高速鉄道 天王洲アイル駅

E メール: [gmtga@gmt.jtb.jp](mailto:gmtga@gmt.jtb.jp)

ホームページ: <http://www.jtbgmt.com/jp/index.html>

(採用は下記の派遣会社が行うが、現在は、採用は行っていない。いつ再開するかも未定である)

株式会社 J&Jヒューマンソリューションズ(略称: JJHS)

〒141-0031 東京都品川区西五反田 3-7-10 アーバンネット五反田 NNビル 3階

電話: 03-6417-4851 FAX: 03-5719-7550

受付時間:9:30~17:30(土・日・祝・年末年始除く)

設立:2016年(平成28年)4月1日

ホームページ:<https://www.jjhs.co.jp/>

②株式会社 日本旅行 訪日旅行営業部 採用担当

〒160-0017 東京都新宿区左門町16-1 四谷TNビル4階

TEL:03-5369-3908 FAX:03-3225-1004

ホームページ:<https://www.nta.co.jp/houjin/inbound/>

(まずは問い合わせをしてください)

③株式会社 阪急交通社

国際営業本部 国際営業部 アサイン担当

〒105-0004 東京都港区新橋3-3-9

KHD東京ビル3階

電話:03-6745-7357

ホームページ:<http://www.hankyu-travel.com/>

(採用は随時行っているのですが、まずは問い合わせをしてください)

④株式会社 はとバス

総務部人事課

〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1

TEL:03-3761-8168 FAX:03-3761-7600

ホームページ:<https://www.hatobus.co.jp/>

(コロナの影響で、現在、外国語ツアーは催行していない。再開の予定もないので、採用もやっていない)

⑤西武トラベル株式会社

国際営業部

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-4-2 神田東洋ビル7階

電話:03-5296-9220 FAX:03-5296-2633

最寄り駅:JR 神田駅

ホームページ:<http://www.seibutrail.co.jp>

(現在、ガイドの新規採用はしていない)

⑥株式会社 ジャパン・グレーライン

国際部 国際旅行課

〒102-0083 東京都千代田区麴町2-14 麴町パレス7階

電話:03-5275-6524 FAX:03-5275-6526

最寄り駅:地下鉄 半蔵門駅

ホームページ:<http://www.jgl.co.jp/>

(2022年12月よりツアーを再開したが、現在、ガイドの新規採用はしていない)

・2023年度パンフレット(都内観光、富士・箱根ツアー)は [こちら](#) です。

⑦株式会社 農協観光

旅行事業課

〒143-0006 東京都大田区平和島 6-1-1 TRC アネックス 1 階

電話: 03-6436-8204

ホームページ: <http://ntour.jp/>

(現在、問い合わせ中)

(2) 関西地区旅行会社

①株式会社 JTB西日本

国際旅行営業部(サンライズツアー)

〒600-8216 京都市下京区東塩小路町 608-9 日本生命京都三哲ビル 6F

電話: 075-341-1413 FAX: 075-371-7910

最寄り駅: JR 京都駅

ホームページ: <http://www.jtb.co.jp/west/>

(3) その他の旅行会社、派遣会社(必ずしも、推薦している訳ではありません)

●Beauty of Japan(BOJ 株式会社): <https://bojinc.com/>

●Chris Rowthorn Tours: <https://www.chrisrowthorn.com/>

●株式会社ミキ・ツーリスト: <https://www.mikitourist.co.jp/>

●SEE ASIA TOURS: <https://www.seeasiatours.com/>

●HAKONE UNITED(代表: 金子森氏): <https://hakoneunited.com/>

●株式会社ツーリストエキスパート: <https://www.tex.co.jp/>

●日本の窓(Window to Japan): <https://windowstojapan.com/>

●トラベルアシスト(TOKYO TRAVEL ASSIST): <https://www.tokyo-travelassist.com/>

●フォーラムジャパン(FORUM JAPAN): <https://www.forum-j.co.jp/company.html>

●HIS コレットマーレみなとみらい営業所: <https://access.his-j.com/01/014/>

●株式会社エスティーエス: <https://www.sts-web.co.jp/company.html>

●グランド・サークル・コーポレーション: <https://www.oattravel.com/>

●みちトラベルジャパン: <https://www.michitravel.com/jp/>

全国通訳案内士の仕事の間として、旅行業界ではなく、政府系の団体で働くという選択肢もあります。ここでは、研修監理員と通訳・エスコートガイドについてご紹介いたします。

### (1) 研修監理員

国際協力機構(JICA)が、政府開発援助(ODA:Official Development Assistance)の一環として、開発途上国(アジア、アフリカ、中南米、中近東等)から、研修生を受け入れて実施する技術研修のコースに配置されて、研修現場の管理、研修受入機関との連絡調整、講義用テキストの作成、研修旅行の手配・同行、日本滞在期間中の通訳、研修員の健康管理、茶道や生花の紹介、パーティーの開催など、研修にかかわるすべてのケアをまかされるコーディネーターの仕事である。

来日した研修生にとって滞日期間中を通じ、最も身近な存在となるので、日本に対する印象と理解を大きく左右する重要な役割を担っている。

- 財団法人日本国際協力センター(JICE)に、約 1,500 名の登録者がいる。

国際協力機構(JICA):Japan International Cooperation Agency

<http://www.jica.go.jp/>

財団法人日本国際協力センター(JICE):Japan International Cooperation Center

<http://sv2.jice.org/>

### (2) 通訳・エスコートガイド

外務省、国際交流基金などの政府機関が招聘する外国人の通訳、エスコートガイドの仕事である。国際交流サービス協会(IHCSA)(イクサ)を通じて、仕事のアサインがなされる。毎年、約 4,000 名の招聘客が来日しており、招聘客は、各国のオピニオンリーダー、報道関係者、中堅指導者、文化人などで、現在活躍中の人のみならず、将来有望な人も含まれている。通訳もエスコートガイドも、語学力だけではなく、日本代表として相応しい人物であることが求められる。女性の就業者が圧倒的に多く、VIP(重要人物)の接遇には、年配のベテラン通訳(ガイド)が指名される。エスコートガイドになるには、通訳案内士試験に合格していることが必須条件である。季節に関係なく、年間を通じて仕事がある。

- 国際交流サービス協会(IHCSA)

一般社団法人国際交流サービス協会 国際事業部 招聘グループ

IHCSA =International Hospitality and Conference Service Associations

<http://www.ihcsa.or.jp/tuuyaku/>

---

## 主な「新人ガイド研修会」実施団体

---

- (協同組合)全日本通訳案内士連盟(JFG)
  - ・1982年創立。
  - ・1994年に「協同組合法」に基づき、国土交通大臣より認可を受け、初の「通訳案内業者の事業協同組合、全国組織」として発足。
  - ・組合員全員が「全国通訳案内士試験」に合格し、都道府県知事より登録証を取得している。
- (一般社団法人)日本観光通訳協会(JGA)
  - ・1940年設立。
  - ・ホームページ:<http://www.jga21c.or.jp/>
- (NPO法人)日本文化体験交流塾(IJCEE)
  - ・2008年設立。誰でも入会できる。
  - ・ホームページ:<http://www.ijcee.com/index.html>

---

## ガイドの雇用形態について

---

- (1) **直接雇用**: 正社員、契約社員、アルバイトなど、使用者と労働者が**直接雇用関係**にある。労働関係法規等の適用があり、賃金、労働時間、休日、休暇などについて、労働基準法、最低賃金法などが適用される。労災保険法が適用され、雇用保険法の被保険者となる(原則)。健康保険・厚生年金の被保険者になる(原則)。
- (2) **間接雇用**: 派遣労働者のように、使用者と労働者の間に直接雇用関係がなく、第三者が指揮命令を行う雇用形態。旅行会社と派遣会社から二重に搾取される最悪の雇用関係。ガイドは、派遣会社で働くべきではない。経験値を積む目的で利用するのであれば良い。
- (3) **委託契約**: ガイドは、一般的指揮監督関係に入らず「事業主」として業務の処理を行う。労働基準法上の労働者ではないので、労働関係法規等の適用はない。健康保険・厚生年金の被保険者にはならない。
- (4) **請負契約(現在、これが主流になった)**: ガイドは、一般的指揮監督関係に入らず「事業主」として独立して仕事を完成させる。労働基準法上の労働者ではないので、労働関係法規等の適用はない。健康保険・厚生年金の被保険者にはならない。
- (5) **請負契約の恐ろしい「損害賠償の内容」**
  1. 「某旅行会社 A」およびガイドは、その責めに帰すべき事由により本契約に違反して、相手方に損害を与えたときは、**当該損害を賠償しなければならない。**
  2. **ガイドは**、自己の故意または過失により、本契約の履行に関連して、旅客、宿泊施設、輸送機関、土産物店その他の第三者に対して損害を与えたり、クレームを受けたときは「某旅行会社 A」に対し、**「某旅行会社 A」が被った損害および「某旅行会社 A」が支払った一切の費用(合理的な範囲での弁護士費用を含む)を賠償する。**

---

## 全国通訳案内士を対象とした専用保険

---

「委託契約」という名の「偽装請負契約＝奴隷契約」の元では、就業中の様々な事故に対して、旅行会社は何の補償もしてくれませんので、ガイドは、下記のような保険に加入して、**自分の身を守る必要があります。**

### ●三井住友海上火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社は、全国通訳案内士の業務に関わるさまざまな賠償リスクを包括的に補償する専用保険を販売しています。本商品は、訪日外国人旅行者の増加に伴い、通訳ガイドや旅程管理業務等、全国通訳案内士が担う業務の重要性が増していることを受けこれらの業務に関わる賠償事故を補償するものです。

### ●主な対象業務と想定する事故例

#### (1)通訳案内業務

- ・食品情報を誤って伝え、それを食べた外国人旅行者がアレルギーを発症した。
- ・横断歩道でない部分を先導・案内し、外国人旅行者が車両と接触した。

#### (2)旅程管理業務

- ・スケジュール管理を誤り航空機に乗り遅れ、追加宿泊・発券費用が発生した。
- ・道を間違え、演劇の時間に間に合わず返金を求められた。

#### (3)受託物の管理

- ・旅行会社から預かったファンド(準備金)や団体乗車券を紛失した。
- ・外国人旅行者より預かったカバンを紛失し、中に入っていた金銭が無くなった。

### ●保険料:3,000円程度(1年間)

- 本保険には、個人では加入することができず、通訳案内士団体の会員、組合員になる必要があります。

---

## 日本におけるガイドの歴史

---

1870年代: 通訳人、料理人、ヴァレット、荷物運搬人だったガイドは、「ハンディボーイ」「遠行ボーイ」と呼ばれていた。

1879年: 実力あるガイドの同業者団体「開誘社」設立。

1893年: 「ジャパン・ツーリスト・ビューロー」の前身といわれる喜賓会(きひんかい) ”Welcome Society” が設立され、**これが現在の日本交通公社に引き継がれている。**

1897年: 「東洋通弁協会」設立

1903年: 「帝国通弁協会」(帝国ホテル所属のガイド) 設立

1906年: 「東洋通弁協会」と「開誘社」が合併

1907年: **「案内業者取締り規則」が施行され、有資格ガイドが誕生。**

試験科目: 外国語、本邦地理、本邦歴史

案内業者は、「徽章ヲ製シ」、就業中、左胸部に着けること。免許証を携帯すること。

1930年頃の合格率は、**10%程度**であった。

1907年から太平洋戦争開始前までの間に、約1,000名が免許証を下付され、案内業者として登録したが、「単に資格だけ取って置くといふ程度の人が多く」「実際就業しうる者の数」は、1938年末に199名であった。語学別では、英語が最も多く全体の82%の162名であり、次いでフランス語12名、ドイツ語10名、スペイン語8名であった。この内女性は16名であった。

無免許の営業については、「二十五円以下ノ罰金」又は「二十五日以下ノ重禁固」に処すことになっていたが、**無免許ガイドの存在は認められながらも、彼らが処罰された様子は一切なかった。(→現在の国交省に引き継がれた！)**

1915年: 「全日本外資通訳業連合組合」が組織された。

**1939年: 「日本観光通訳協会(JGA)」が設立。1940年に社団法人化。**

1947年: 内務省の解体とともに、「案内業者取締り規則」も廃止された。

**1949年: 「通訳案内業法」が公布、施行された。**

第1回通訳案内業試験が、東京、京都、福岡で実施され、合格者は129名。内、女性は14名。合格率は、10%~20%だった。

1950年~1970年:

1964年には、東京オリンピック開催もあり、インバウンドは活況を呈し、ガイドは多忙を極め、高給で雇われた。年間就業日数300日というガイドも多くいた。

また、大学を卒業したばかりの20代初めのガイドでも、大企業の部長並みの給与が支払われていた。

JTBには、全国に約180名の専属ガイドがいて、現在では信じられないことであるが、**準社員としての待遇(健康保険、社会保険完備、最低給与保証)を享受していた。**

1ドル=360円だったということもあり、ガイドの収入の半分以上がチップだった者もいて、JTBの常務並みの月収(約80万円)を得ていたという伝説話もある。

**通訳ガイドのゴールデンエイジ(黄金期)と言われるのは、この頃のことである。**無資格ガイドも多数いて、JTB京都支店では、無資格ガイドが有資格新人ガイドをあごで使っ

ていたという笑えない話も残っている。無資格ガイド(ヤミガイド)を多数使うJTBが、「ヤミの御三家」と呼ばれ始めたのもこの時期である。

2006年:

1997年に制定された「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」の特例として「地域限定通訳案内士」制度が2006年に施行された。6道県(北海道、岩手県、栃木県、静岡県、長崎県、沖縄県)で「地域限定通訳案内士」試験が実施された。沖縄県を除き、現在、休止中。

2011年:

政府の新成長戦略に基づき、総合特区制度を実現するための「総合特別区域法案」が閣議決定され、同年8月に施行された。「特区通訳案内士」は、総合特区内において、通訳案内士の資格を取得していなくても有償でガイド業務が認められる通訳案内士である。

2012年:

「沖縄振興特別措置法」「福島復興再生特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」により、「特例通訳案内士」制度が創設。

2014年:

「小笠原諸島振興開発特別措置法」「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律」により、「特例通訳案内士」制度が創設。

2009年～2010年

観光庁の「通訳案内士にあり方に関する検討会」を経て、業務独占廃止を含む「新ガイド」法案が閣議決定され、観光庁は、法案の国会での成立を画策したが、内閣法制局の反対にあって、あえなく廃案になった。

そこで、観光庁は、当時の民主党政権の目玉政策であった「総合特別区域法」に目をつけ、まず、特区内から、通訳案内士制度の崩壊を目指したということである。

2018年1月

「業務独占」が廃止され、ガイド市場に、無資格ガイド(ヤミガイド)が大手を振って参入することになり、有資格ガイドとヤミガイドは、限られた仕事を求めて仁義なき価格競争を強いられることになった。旅行会社(エージェンツ)は、これ幸いとばかりに、ガイドを安い料金でこき使えることになり、多くの有資格ガイドは割を食うことになった。

一方、ガイドの質を重視する旅行会社は、これまで通り、優秀な有資格ガイドを比較的厚遇しており、ガイドの格差、二極分化が進むことにもなった。

2020年～2022年9月:コロナのパンデミックにより、インバウンド業界は壊滅的打撃を受けた。

2022年10月～現在

コロナの水際対策が22年10月に本格緩和され、インバウンド(訪日外国人)の回復が鮮明になってきた。22年12月の訪日客数は137万人で、コロナ前の19年同月の54%に戻った。22年通年では約383万人で19年の12%とはいえ21年の約16倍となり、優秀な有資格ガイドには仕事が殺到するようになった。